

佐世保市地域公共交通持続化実施計画にかかる協定書のポイント

【目的】

- 将来にわたって持続可能なバス交通サービスを確保することを目指す。
- 両事業者は利便性向上や、安全安心な運行の確保措置を講じる。

【路線】

- 持続化実施計画において定める運行本数を原則として維持するものとする。
ただし、令和元年度に発生した新型コロナウイルス感染症の影響のような不測の事態や、大きな社会情勢の変化、経営状況等の著しい悪化、運転士数の減少などにより、計画を変更せざるを得ない事象が生じた場合は、持続化実施計画の変更を検討する。

【運行計画の作成について】

- 両事業者は持続化実施計画の趣旨を理解し、最大限、移動の利便性が確保されるよう、適切な運行計画の作成に努める。

【利用者への対応について】

- 両事業者が変更するダイヤ及びその他のサービスの案内・広報を行う際は、市は最大限の協力を行う。
- 市は、両事業者の運転士の接遇マナーの向上等のための協議の場を設ける。
- 両事業者は、バスサービスの向上の施策に取り組み、市はそれに協力する。

【運転士の確保及び維持について】

- 両事業者は、運転士確保に努める。
- 市は、運転士確保を支援する施策を講じるよう努める。

【相互協力】

- 市及び両事業者は、相互協力のもと持続化実施計画に掲げる取り組みの確実な実施に向け、最大限努力する。